J															
健					拾万	万	千	百	拾	円	資格日	负得 日	年	月	日
保	支払額		¥							資格男	長 失 日	年	月	日	
使											伺 年	月日	年	月	日
	法定	款	項	目							支払st	下月 日	年	月	日
用	付 加										出	崔 日	年	月	日
欄	医療機関への支払額			療機関への支払額 円 被保険者への)支払額		-		円
	出産育児一時金支給申請書(受取代理用)														
被	①被保険者証			(記号)			(番号)	②事業所名		○○○○株式会社		+			
保	の記号・番号			29			30		0,1				441		
N/	③被保险者(由			の被保険者(由 ー ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					- 収和						

田中 夏男 ④生年月日 60年10月1日 請者)の氏名 平成 険 ⑤被保険者 者 (申請者)の住所 大阪府・・・・・・・ $(\times \times \times \times$ 電話 06 ⑥出産予定者名 昭和 生年 が 田中 秋子 妻 62年 12 月 3 続 柄 ※申請者と同一の場合 は不要です 月日 平成 7)出産予定日・数 月 児) 記 年 日単胎 多胎 令和 27 所在地 ⑧出産予定 大阪府・・・・・ $(\times\times\times\times)$ 電話 06 医療機関等 す 名称 △△△△病院 ⑨申請者又は出産予定者が出産予定日から6ヶ月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下いずれかに る 記載をお願いします ※健康保険法106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後6ヶ月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。 被扶養者の認定を受けた日から6ヵ月以内に出産の場合は、 以前加入していた被保険者証の記号・番号及び保険者名 (全国健康保険協会支部名・健康保険組合名) 資格喪失後の出産の場合は、新たに加入した 被保険者証の記号・番号及び保険者名

受	申請者(田中 夏	男)(以下「甲	ョ」という)	は、医療機	関等である	5(4	△△△△病院)(以下「乙」という)を代理人と	上定め		
	次の権限を委	任します	。また、	甲は、出	産育児-	・時金等の	医療機関等	い 直接	支払制度は利用しる	ません。			
取	※出産育児一時金の額42万円(産科医療補償制度未加入の場合、医学的管理下における在胎週数22週												
代	令和	××	年	××	月	$\times \times$	目			<u>「名・口座番号・預金名義</u> 〈記入して下さい。			
			甲の信		大阪府					!行をご希望の方は必ず支 ニ3桁)も記入してください。			
理			上 乙のf	千名 十三	田中大阪系	夏男			※被保険者	以外の口座をご希望の場			
人				壬月		△ △ △ ぶ病	院		合は、下欄のれぞれ記入	か「受取代理人の欄」にもそ が必要です。			
の	受取代理人に対する支払	銀行 コード (4ケタ)	123	4	00)	銀行 信用金庫 農協	支店 コード (3ケタ)	5¢	○○ 支店 普通 当 座 (○をつけてくだる	Ž(Λ,)		
欄	金融機関	口座番号	9	8	7	6	5	4	口座 名義	カタカナで記入してくだ △△△△ビョウイン	_		

***記号・番号をご記入された方はマイナンバーの記入は不要です。**また、マイナンバーで申

⑩申請者に対力	必ずご記ノ、ださい											
	銀行 コード (4ケタ)	1234		00			銀行 支店 信用金庫 コー 農協 (3ヶ夕)		567		支店 ぎ通 当座 ()をつけてください)	
機関	口座番号	ゆう	ちょき	銀行	は8ケ:	タの記	入をま	3 願い	します	口座	カタカナで記入してください	
¹² る			9	8	7	6	5	4	3	名義	タナカ ナツオ	
払	□ 公金受取口座の利用を希望する場合はチェックを入れてください※公金受取口座へのお支払いにはお時間をいただく場合があります											

※被保険 の口座をご希望の場合は『受取代理人の欄』にもそれぞれ記入が必要です

受上	本譜	サルナス接間まれ	2331 / 元天/八十十十		
取記		公金受取口座の利用には、例	健康保険組合	月	日
代に	却	にマイナンバーの提出が済ん	」でいることと、		
理対	12	マイナポータルでの公金受取	ロ座の登録		
人し		が必須です			
のて	4				
欄の		八石			

住商連合健康保険組合